

沼津市景観等と再生可能エネルギー発電事業との

調和に関する条例の一部改正（案） 骨子

1. 条例一部改正の背景及び目的

本市は、再生可能エネルギー発電事業（以下「再エネ発電事業」という。）に関して、美しい景観、豊かな自然環境及び安全かつ快適な生活環境との調和を図り、豊かな地域社会の発展に寄与することを目指すため、「沼津市景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」を制定し、令和2年9月1日から施行しています。

その後、令和4年2月議会定例会にて、本市においても2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ NUMAZU2050」を表明しました。

これを受けて、ゼロカーボンを推進する事業者が再エネ発電事業の導入・拡大に積極的に取り組んでいくために必要となる条例の一部改正に係る検討を進めています。

2. 条例一部改正（案） 骨子

1 目的 【下線部を追加】	再エネ発電事業に関し必要な事項を定めることにより、本市の美しい景観、豊かな自然環境及び安全かつ快適な生活環境と再エネ発電事業との調和を図り、豊かな地域社会の発展及び <u>脱炭素社会の実現</u> に寄与することを目的とする。
2 許可申請	事業者は、設置事業に係る工事に着手する60日前までに、事業計画を定め、申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。
3 許可の基準 【下線部を追加】	市長は、事業区域の全部又は一部が抑制区域内に位置する場合は、許可しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する再エネ発電事業であって、市長がこの条例の目的に照らして支障がないと認めるものにあつては、この限りでない。 (1) 太陽光 事業区域が10,000㎡未満、かつ、太陽電池モジュールの総面積が5,000㎡以下の再エネ発電事業 (2) 風力 事業区域が10,000㎡未満、かつ、再エネ発電設備の高さが13m以下の再エネ発電事業 (3) <u>本市が行うゼロカーボン（温室効果ガスの実質的な排出量をゼロにすることをいう。）に関する施策の推進に資する再生可能エネルギー発電事業であつて、景観、自然環境、生活環境等に影響を及ぼさないものとして規則で定める基準に適合するもの</u>

4 許可の取消し	市長は、許可事業者が偽りその他不正な手段により許可を受けたとき、許可を受けてから2年を経過する日までに事業に着手しないとき、命令に違反したときなどにおいては当該許可を取り消すことができる。
5 廃棄等費用の確保及び管理	許可事業者は、事業の実施に当たっては、適切に廃棄等費用を確保していることを保証するため、あらかじめ当該事業に係る廃棄等費用に係る現金（以下「保証金」という。）を金融機関に預入しなければならない。ただし、経済産業省のFIT・FIP認定事業については、この限りでない。
6 定期報告等 【下線部を追加】	許可事業者は、再エネ発電設備を適切に管理するとともに、稼働状況、保守点検及び維持管理の実施及び保証金の預入状況について、 <u>毎年度</u> 、市長に報告しなければならない。
7 命令	市長は、事業者が正当な理由なく、勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、当該事業者に対して、必要な措置を講ずることを命ずることができる。